

令和3年度 兵庫県相談支援従事者初任者研修 実施要項

1. 目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより、相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とします。

2. 実施主体

兵庫県の委託を受けて、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団が実施します。

3. 研修対象者等

研修対象者は、次のいずれかに掲げる者としてします。

※ **感染症対策の観点から、令和4年度までに従事することが決まっている場合など、今年度確実に受講が必要な方に限ります。**
人事異動に備えた予備的な申込はお控え下さいますよう、ご理解ご協力をお願い致します。
なお、次年度受講者選考において、今年度受講者の従事状況を考慮する場合があります。

対象者		受講が必要な研修・日数
相談支援事業の従事予定者		
A	指定相談支援事業所（指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所）において相談支援専門員の業務に従事しようとする者	○講義（オンライン） ○演習（5日間）
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の業務従事予定者		
B	令和2年度までにサービス管理責任者等研修の受講を修了したが、 ・相談支援従事者初任者研修の合同講義部分（2日間）を未受講	○講義（オンライン）
C	令和3年度にサービス管理責任者等基礎研修を受講する予定であって、 次のいずれも未受講 ・相談支援従事者初任者研修（5日間）・合同講義（2日間）	○講義（オンライン）
サービス提供責任者の従事予定者（指定重度障害者等包括支援事業所）		
D	指定重度障害者等包括支援事業所においてサービス提供責任者として 今後従事予定の方は、別途、兵庫県障害福祉課までご相談ください。	○講義（オンライン） ○演習（5日間）

※ 過去に相談支援初任者研修の合同講義のみを受講済の方であっても、同一年度に講義と演習の両方を受講する必要があります。演習（5日間）のみの受講はできません。

4. 研修日程・場所（研修プログラムは別途）

日程		場所	備考
1日目 2日目	動画配信期間は受講決定者にお伝えします。（視聴報告書必須）		合同講義
3日目 ～ 7日目	第1回 令和3年9月16日（木）・17日（金） 11月10日（水）・11日（木）・12日（金）	県立総合リハビリテーションセンター 福祉のまちづくり研究所 （神戸市西区）	演習
	第2回 令和3年9月30日（木）・10月1日（金） 11月17日（水）・18日（木）・19日（金）		
	第3回 令和3年10月6日（水）・7日（木） 11月24日（水）・25日（木）・26日（金）		

※演習は第1～3回のいずれか希望の日程を申込用紙にご記入ください（組み合わせでの受講はできません）。
 ※演習については会場の都合上、座席によっては冷暖房が十分に効かない場合がありますので、各自で調整ができる準備をしていただきますようご協力をお願いします。
 ※日程につきましてはご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。
 ※受講決定後の日程の振り替えは一切受付できません。

5. 受講申込

- (1) 提出書類【必ず、福祉のまちづくり研究所ホームページの「研修における留意事項」
「研修体系」「受講対象者について」を確認し、下記の書類を揃えて申し込んでください。】

研修対象者	提出書類
「A」該当者	①受講申込書（様式1号 5日間受講用） ②事前課題（様式2号）・（様式2号-①） ※課題は2つあります ③申込チェックシート（様式3号）（複数名分まとめて提出する場合は事業所ごとに1枚で可） ④返信用封筒（長形3号 120mm×235mm）に94円切手を貼り、宛先住所・宛先氏名・申込者氏名（宛先氏名と同一の場合は不要）を明記 ※返信用封筒は申込書1枚ごとに1通必要です
「B」該当者	①受講申込書（様式4号 2日間受講用） ②サービス管理責任者等研修の修了証書の写し ※サービス管理責任者等研修の分野・年度は問いません。 ③申込チェックシート（様式3号）（複数名分まとめて提出する場合は事業所ごとに1枚で可） ④返信用封筒（長形3号 120mm×235mm）に94円切手を貼り、宛先住所・宛先氏名・申込者氏名（宛先氏名と同一の場合は不要）を明記 ※返信用封筒は申込書1枚ごとに1通必要です
「C」該当者	「令和3年度兵庫県サービス管理責任者等基礎研修実施要項」を福祉のまちづくり研究所ホームページなどから入手し、同要項に定める様式（令和3年度兵庫県サービス管理責任者等基礎研修受講申込書 等）により申し込んでください。

(2) 申込方法

- ・申込みにかかる様式類は、福祉のまちづくり研究所ホームページから、ダウンロードしてください。
- ・上記提出書類を、**原則、郵送**で申し込んでください。
 ※FAX、Eメール等他の方法での申込みは一切受け付けません。
 ※申込書類は、未記入や押印漏れ等の不備がないよう様式3号で確認してから提出してください。
 ※こちらから連絡する場合は、申込責任者に連絡します。
 ※提出された書類については、返却しません。
 ※申込みの着、不着のお問い合わせにはお答えしません。
 ※申込書に記載された個人情報には研修事業以外の目的には使用しません。
 ※受講の可否については、同封されている返信用封筒を用いてお知らせします。発送日はホームページに掲載しますので、それ以降に不着の場合はご連絡ください。
 ※虚偽内容を記載した場合は、受講決定後や研修受講中でも決定を取り消す場合があります。
 ※他の都道府県からご応募される場合は、事前に下記ホームページ研修部門からお問い合わせメールにてご相談ください。
※必ず、別紙「研修における留意事項」を確認してから申込みをしてください。

(3) 申込締め切り

令和3年 7月9日（金）正午 必着 ※締切後の申込は一切受け付けません。

(4) 申し込み先

社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団
 総合リハビリテーションセンター 福祉のまちづくり研究所 研修センター
 〒651-2181 神戸市西区曙町1070
※「相談支援従事者初任者研修 申込書在中」と朱書きのこと

6. 受講決定

相談支援専門員の育成が喫緊の課題である一方、これまでの研修修了者のうち、実際に相談支援専門員として従事されている方の割合は低い（5割程度）のが現状です。

そのため、講義と演習の両方を受講される方については、**確実に兵庫県内の指定相談支援事業所において相談支援専門員として従事する方を対象**とし、兵庫県が各市町の意見も踏まえ選考します。

特に今年度は感染症対策の観点から、**今年度確実に受講が必要**であると認められる場合に受講決定します。

更に応募者多数の場合は、**同一事業所へ従事予定となっている受講希望者については1名の決定とさせていただきますとともに、地域（市町）における計画相談の進捗状況や相談支援事業所・相談支援専門員の設置・配置状況、各法人における有資格者の状況等を勘案**します。

なお、特に考慮すべき法人の事情（当該職員が受講できないと相談支援事業所を閉鎖せざるを得ないなど）がある場合は、申込書の⑦にある申込理由欄③に記載してください。

7. 受講費用

「A」該当者	¥21,000円
「B」該当者	¥6,000円

※研修に係る旅費・滞在費等諸費用については、各自で負担願います。

※納入方法については、受講決定者に対して別途お知らせします。

8. 修了証書及び修了者名簿の交付等について

- ・研修の全科目を修了された方には、受講終了後「**修了証書**」を交付します。
- ・サービス管理責任者になるために必要な講義部分（2日間）の所定の全科目を受講した方には「**受講証明書**」を交付します。
- ・合同講義の動画視聴後レポートは、修了に必要な必須カリキュラムとなります。そのため、配信期間内に講義動画を視聴できなかった場合や指定日までに視聴報告書の提出がされなかった場合、記載内容に明らかな不備がある場合は、カリキュラム未修了となり、修了証書または受講証明書は交付できません。
- ・補講等はありません。全日程の出席が可能であることを前提としてお申し込みください。
- ・遅刻、早退がある場合、研修受講態度が著しく不良な場合（注）等についても修了証書の発行を行わない場合があります。

（注）① 他の受講者、研修会場に迷惑となる行為

（注）② 研修の円滑な実施を妨げる行為（グループワーク等での消極的な態度も含む）

（注）③ 研修に参加するものとして好ましくない行為（携帯電話等の使用、研修に関係のない行為、居眠り等）

（注）④ 研修に関するルールを守れない場合（駐車が認められない場所への無断駐車等）

- ・修了証書及び受講証明書は、研修終了後受講者本人に直接交付します。
- ・兵庫県及び兵庫県社会福祉事業団は、修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名及び生年月日等必要事項等を記載した名簿を作成し、十分な注意を払った上で管理します。
- ・修了者名簿については、業務の都合上、県内市町に提供する場合があります。

9. 留意事項

(1) 研修受講にあたり必要な配慮について

研修受講にあたり、手話通訳者等が必要である場合は、申込書の所定欄にその旨をご記入ください。それ以外に、必要とする事項等、予め研修主催者に伝達すべきことがあればあわせてご記入ください。

(2) 県内市町との情報共有について

障害者総合支援法上、指定特定相談支援事業者の指定権者が市町村長となっていることと等に鑑み、応募者及び受講決定者、研修修了者の情報について、兵庫県内市町の障害福祉担当部署と情報共有する場合がありますので、応募に当たりあらかじめご了承ください。

(3) オンライン実施に変更となる場合

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、Zoom(Web 会議ツール)を活用したオンライン型受講による研修に変更する場合があります。

オンライン実施に変更となった場合には、オンライン接続による研修環境を原則として自職場にてご用意していただきますようご協力お願い申し上げます。(環境整備等に伴う全費用は受講者所属施設・事業所様負担となります。)

Zoom のインストールや環境等を含む基本的な設定におけるサポート等は研修センターでは致しません。各施設・事業所様にてご用意及び設定をお願い申し上げます。

研修時に接続できない等の不具合が生じた場合は、いかなる理由にせよ遅刻及び欠席相当として取扱いをさせていただきます。(当方都合を除きます。)

◆問い合わせ先◆

【研修内容・申込について】ホームページは、福祉のまちづくり研究所 研修センターで検索してください。

※申込み期間中は、お電話での問い合わせが殺到し、担当に繋がらない、すぐに回答できない等々があります。その為、研修内容についての問い合わせは、下記 URL の研修部門のお問い合わせメールにてお願いいたします。回答については、メールかお電話で回答いたします。

福祉のまちづくり研究所ホームページから
研修部門→お問い合わせページに移動していただき、メールにてお問い合わせください。
<http://www.hwc.or.jp/kensyuu/form/contact/contact.cgi>

【担当】 谷垣・齋藤

【実務経験や事業申請等に関すること】

兵庫県 健康福祉部 障害福祉局 障害福祉課 障害政策班
TEL: 078-341-7711 (代表)

【担当】 奥村

◆ 会 場 ◆

1・2日目 動画配信によるオンライン講座

3～7日目 総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所 3F 多目的実験室

〒651-2181 神戸市西区曙町 1070 <http://www.hwc.or.jp/kensyuu/html/access.html>